合　計								

（記載上の注意）
当期末における預金の口座数及び残高を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②　媒介　（単位：件）

所属信用協同組合名	流動性預金	うち当座預金	定期性預金	合計（その他を含む。）
	件数	件数	件数	件数
合　計				

（記載上の注意）
［略］

⑵　貸出金関係

①　代理

［表略］

（記載上の注意）
当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②　［略］

⑶　為替取引関係

［表略］

（記載上の注意）
１　「代理」欄は、当期中における法第６条の３第２項第３号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。
２　「媒介」欄は、当期中における法第６条の３第２項第３号に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

⑷　手数料の状況　（単位：千円）

［表略］

（記載上の注意）
「手数料」欄は、当期中に所属信用協同組合（信用協同組合代理業再受託者（法第６条の４の２第１項において準用する銀行法第52条の58第２項に規定する信用協同組合代理業再受託者をいう。）にあっては、信用協同組合代理業再委託者）から得た信用協同組合代理業に係る手数料の金額を記載すること。

合　計								

（記載上の注意）
当該期末における預金の口座数及び残高を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②　媒介　（単位：件）

所属信用協同組合名	流動性預金	うち当座預金	定期性預金	その他共合計
	件数	件数	件数	件数
合　計				

（記載上の注意）
［同左］

⑵　貸出金関係

①　代理

［同左］

（記載上の注意）
当該期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②　［同左］

⑶　為替取引関係

［同左］

（記載上の注意）
１　「代理」欄は、当該期中における法第６条の３第２項第３号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。
２　「媒介」欄は、当該期中における法第６条の３第２項第３号に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

⑷　手数料の状況　（単位：千円）

［同左］

（記載上の注意）
「手数料」欄は、当該期中に所属信用協同組合（信用協同組合代理業再受託者（法第６条の４の２第１項において準用する銀行法第52条の58第２項に規定する信用協同組合代理業再受託者をいう。）にあっては、信用協同組合代理業再委託者）から得た信用協同組合代理業に係る手数料の金額を記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号から別紙様式第十号の二までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。